

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鋸南町は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鋸南町長

公表日

平成35年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の関連法の規定に基づき、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する対象者の教育・保育給付の支給に係る支給認定事務、保育料の決定、徴収、給付に係る事務等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認事務 ②教育・保育給付認定に関する事務 ③利用者負担額等算定・徴収・還付事務 ④施設型給付事務 ⑤地域子ども・子育て支援事業に関する事務 ⑥施設等利用給付事務 ⑦利用者負担金等に対し過誤納が発生した場合、還付・充当を行う。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会、口座登録・連携ファイル関係情報の取得等を行う。</p> <p>教育・保育給付の支給に係る支給認定事務、教育・保育給付費に係る利用者負担(保育料)の決定に係る事務については、請求、届出等は、窓口、郵送以外にサービス検索・電子申請機能で受領する。現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知等を含む。</p>
③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム、2. 児童クラブシステム、3. 共通宛名システム、 4. 申請管理システム、5. 中間サーバー、6. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て児童台帳情報ファイル、子ども子育て家族台帳情報ファイル、 児童クラブ児童台帳情報ファイル、児童クラブ家族台帳情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一 8及び94の項</p> <p>2. 別表第一省令 ・第8条及び第68条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号、別表第二第13項、第16項、第116項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第10条の3、第59条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会 教育課
②所属長の役職名	教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務企画課 総務管理室 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458番地 電話0470-55-4801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会 教育課 千葉県安房郡鋸南町吉浜516番地 電話0470-55-2120

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成35年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成35年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

